

別紙様式 1

平成 2 9 年 総務委員会 第 1 回議会報告会

平成29年12月1日

委員長 【 田代 耕一 】

議 会 報 告 会 実 施 計 画 備 考	委員会 テーマ	暮らしやすい街づくり 「地域公共交通の在り方について」	
	テーマ 設定目的	現在総務委員会が調査・研究している「地域公共交通」について、 途中経過を報告するとともに、市民との情報共有・意見交換を行う。	
	対象団体	御殿場市区長連絡協議会	
	調整事項	実施日	平成 2 9 年 1 2 月 1 日 (金)
		時間	午前・ 午後 3 時 0 0 分 ～ 午前・ 午後 3 時 5 0 分
		会場	市役所東館第 1 ・第 2 委員会室、会議室
		出席 予定者	区長
		役割 分担	事前準備：正・副委員長、会場設置及び撤去…全委員 受付…稲葉委員、司会進行…勝間田委員、報告…田代委員長 PC操作…高橋副委員長、書記…高木・芹沢委員、記録…杉山委員
	事前準備	資料	案内チラシ、次第、プレゼンテーション資料、市助成事業概要ほか
		その他	必要な備品等で、要請のあったものは事務局で手配及び用意する。
	備考	※区長会が午後 4 時からなので、午後 3 時 5 0 分の終了を厳守する	

議 会 報 告 会 実 施 報 告 備 考	実施日時 出席者	実施日	平成 2 9 年 1 2 月 1 日 (金)		
		時間	午前・ 午後 3 時 0 0 分 ～ 午前・ 午後 3 時 5 0 分		
		会場	市役所東館第 1 ・第 2 委員会室、会議室		
		当日 出席者	市議会総務委員会委員 6人 区長 約52人 市議会議員4人 支所長1人 支所長代理1人		
	実施内容 概 要	1 開 会 2 委員会の活動状況報告 テーマ…暮らしやすい街づくりのなかで「地域公共交通」 			

別紙様式 2

議会報告会実施報告書

開催日時	平成 29 年 12 月 1 日（金） 午後 3 時 00 分～3 時 50 分		
開催場所	市民交流センター ふじざくら 交流ホール		
出席議員	司会者	勝間田 幹 也	
	報告者	田 代 耕 一	
	書 記	芹 沢 修 治 ・ 高 木 理 文	
	その他	稲 葉 元 也（受付） ・ 高 橋 靖 銘（PC 操作）	
参加人数	58 名		
実施内容	1 テーマ選定の理由説明 住みやすい街づく理を考えるうえで、最重要である『地域公共交通』についての調査・研究してきたことの報告及び、自治会長である区長からの地域の課題等の意見聴取 2 視察研修先の説明（群馬県前橋市） (1)視察内容について (2)視察感想・考察について 3 御殿場市の取り組みの説明 (1)『高齢者等タクシー及びバス利用料金助成』について (2)免許返納者へのタクシー券助成について (3)路線バス支援について 4 参加者質疑・意見交換		
意見 ・ 提言等	1 御殿場市の取り組みについて 別紙のとおり		

以上のとおり、報告します。

平成 29 年 12 月 8 日

御殿場市議会議長 様

総務委員会 委員長 田 代 耕 一



●御殿場市議会総務委員会 議会報告会次第

1 開 会

2 委員会の活動状況報告

テーマ…「地域公共交通」の調査・研究結果について

3 意見交換会（各地区毎）

御殿場地区：第1委員会室、富士岡地区：303会議室

原里地区：301会議室、高根地区：304会議室、印野地区305会議室

4 閉 会



御殿場市議会総務委員会



委員長 田代 耕一



副委員長 高橋 靖銘



委員 芹沢 修治



委員 稲葉 元也



委員 杉山 章夫



委員 高木 理文



委員 勝間田 幹也



御殿場市議会 総務委員会

御殿場市議会 総務委員会 議会報告会



御殿場市議会 総務委員会

平成29年12月1日（金）
於：御殿場市役所 東館2階₃

●群馬県前橋市



御殿場市議会 総務委員会



●前橋市『地域公共交通対策』について

《視察内容》

- 移動困難者対策マイタク（でまんど相乗りタクシー）の運行を実施している。
- 利用希望者は事前登録し市内のタクシーを利用した際、運賃の一部を市が支援している。
- 登録者が複数でタクシーに同乗したとき
 - ⇒ タクシー運賃に対して1人1乗車に付き最大500円を支援。
- 登録者が1人でタクシーに乗車したとき
 - ⇒ タクシー運賃の半額を支援。支援額の上限は1運行1,000円まで。



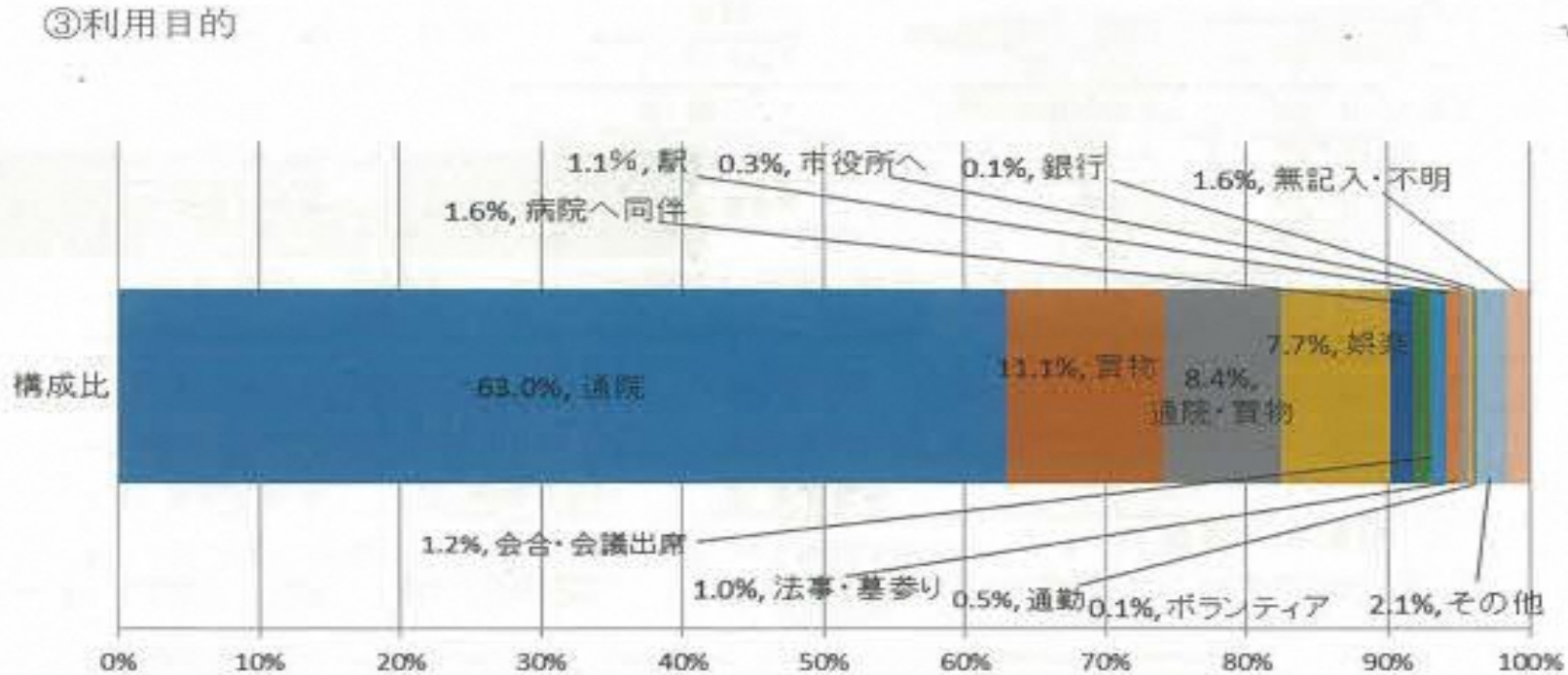
●前橋市『地域公共交通対策』について

《登録条件》

- ・ 前橋市に住民登録があること。
- ・ 年齢 75 歳以上の方
- ・ 年齢 65 歳以上で運転免許証（普通・中型・大型免許）をお持ちで無い方
- ・ 下記の 1～7 のいずれかの該当者
 1. 身体障害者、 2. 知的障害者、 3. 精神障害者、 4. 発達障害者、
 5. 要介護・要支援認定者、介護予防・生活支援サービス事業対象者（総合事業）
 6. 難病患者・小児慢性特定疾病患者、 7. 妊産婦



●前橋市『利用目的地区』



●前橋市『主な利用目的地区』

(7) 主な利用目的地区 構成比(全 1,579 トリップ)

目的地区 居住地区	本庁管 内	上川淵 下川淵	元総社 東	南橋	永明 桂登 芳賀	宮城 大胡 粕川 城南	清里 総社	富士見	市外※	無記入・ 不明	計
本庁管内	21.0%	1.1%	2.0%	1.1%	2.4%	0.1%	0.4%	0.3%	0.3%	2.6%	31.3%
上川淵・下川淵	4.1%	3.1%	0.4%	0.3%	0.4%	0.4%	0.1%	0.0%	0.4%	0.9%	9.9%
元総社・東	5.6%	0.1%	7.5%	0.1%	0.3%	0.1%	0.4%	0.0%	0.9%	1.5%	16.7%
南橋	6.0%	0.3%	0.9%	3.5%	0.3%	0.1%	0.2%	0.1%	0.3%	0.6%	12.2%
永明・桂登・芳賀	8.2%	0.8%	0.4%	0.4%	4.1%	0.4%	0.1%	0.0%	0.1%	1.2%	15.7%
宮城・大胡・粕川・城南	2.0%	0.4%	0.1%	0.2%	0.5%	3.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.6%	7.0%
清里・総社	1.7%	0.0%	0.3%	0.4%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.8%	0.3%	4.4%
富士見	1.2%	0.0%	0.3%	0.4%	0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.3%	2.7%
計	49.8%	5.8%	11.8%	6.5%	8.0%	4.2%	2.1%	0.8%	3.0%	8.0%	100.0%





●前橋市『地域公共交通対策』について

《考 察》

○前橋市の移動困難者対策マイタク（でまんど相乗りタクシー）では相乗りの利用が少ない。

○利用状況は中心市街地の利用率が高い。反面中心市街地から離れると利用率が低くなる。

- ・助成金額の上限内で中心市街地の利用が可能である。
- ・平成29年度1億6千万円を越える支出となり、当初試算していた9千万円を大幅に超えてしまう。



御殿場市高齢者等
タクシー及びバス利用料金助成事業
事業概要（利用の流れ）

この制度は、高齢者等で日常生活の移動手段に支障がある人に対しタクシー及びバスの利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図ることを目的としています。



●御殿場市『助成内容について』



申請

申請書にて申請

[申請に必要なもの]

- ・本人確認書類写しを提出
(例: 後期高齢者医療被保険者証、運転経歴証明書、介護保険被保険者証、個人番号カードなど)
- ・認め印
- ・代理の方でも可(委任欄への記入が必要です)。また、直接提出できない場合は郵送による申請もできます。

送付先: 御殿場市役所 企画課 / 〒412-8601 御殿場市萩原483

市が助成券を交付

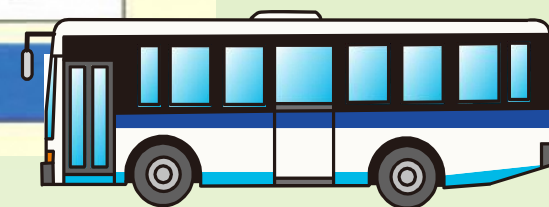
〈助成券〉

- ・100円券 × 100枚 (10,000円)
- ・年度途中で申請は月割り(端数切り上げ)で交付します。
- ・有効期間は年度の末日まで
- ・1回あたりの利用限度額はありません。
- ・再交付はしません。
- ・他人に譲渡できません。
- ・対象非該当になると失効します。
- ・不正行為があった場合は相当額を返還していただきます。

助成券(見本) ※用紙の色は毎年度変わります。

御殿場市高齢者等タクシー及びバス 利用料金助成券	
助成券番号	第 号
助 成 額	100円
有効期間 平成 年 月 日から 平成 年3月31日まで	
発行者 御殿場市長 印	

助成券を受領

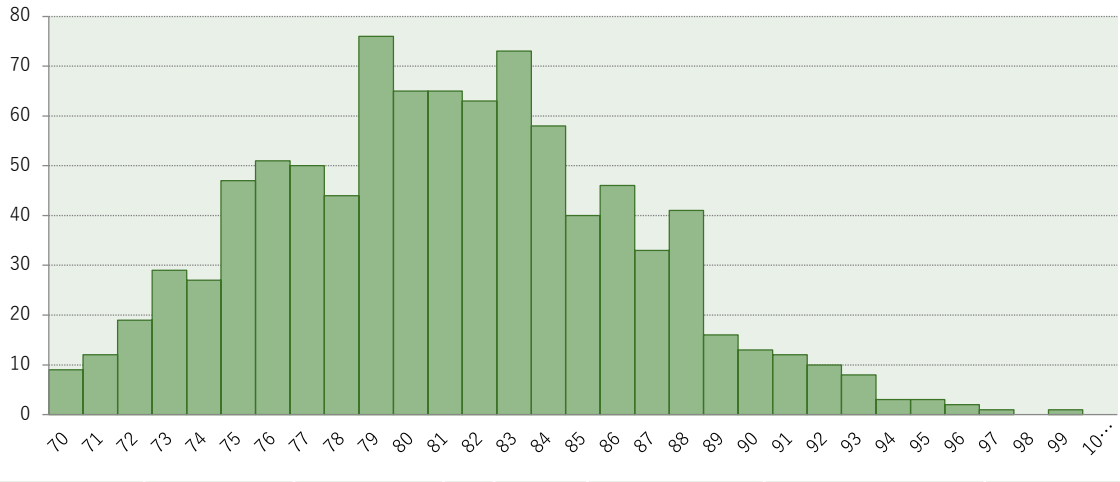


御殿場市議会 総務委員会

●御殿場市『主な利用状況』

御殿場市高齢者等タクシー及びバス利用料金助成事業のこれまでの状況について（平成29年9月末現在）

			①助成券発行済申請者の男女比、平均年齢				②地区別の発行件数の状況			
助成券 発行数	936	件（累計）	区分	発行件数	男女比（％）	平均年齢（歳）	区分	発行件数 A	70歳以上人口 B	発行件数比率 A/B（％）
			男性	236	25.2	82.5	御殿場	373	5,495	6.8
※受付番号 999 まで確定した段階の件数			女性	700	74.8	80.2	富士岡	186	2,864	6.5
（平成29年9月30日受付分）			合計	936	-	80.8	原里	196	2,715	7.2
※受付番号 999 までの不交付決定は 63件			※平均年齢は各申請日時点の年齢で算出				玉穂	126	1,833	6.9
			※全申請者（不交付・未決定を含む）の申請時の平均年齢は 80.8歳				印野	14	389	3.6
							高根	41	1,023	4.0
							合計	936	14,319	6.5



《助成券発行済申請者の年齢分布》 ※年齢は各申請日時点のもの

※70歳以上人口は平成28年11月30日現在の数値（住民基本台帳）

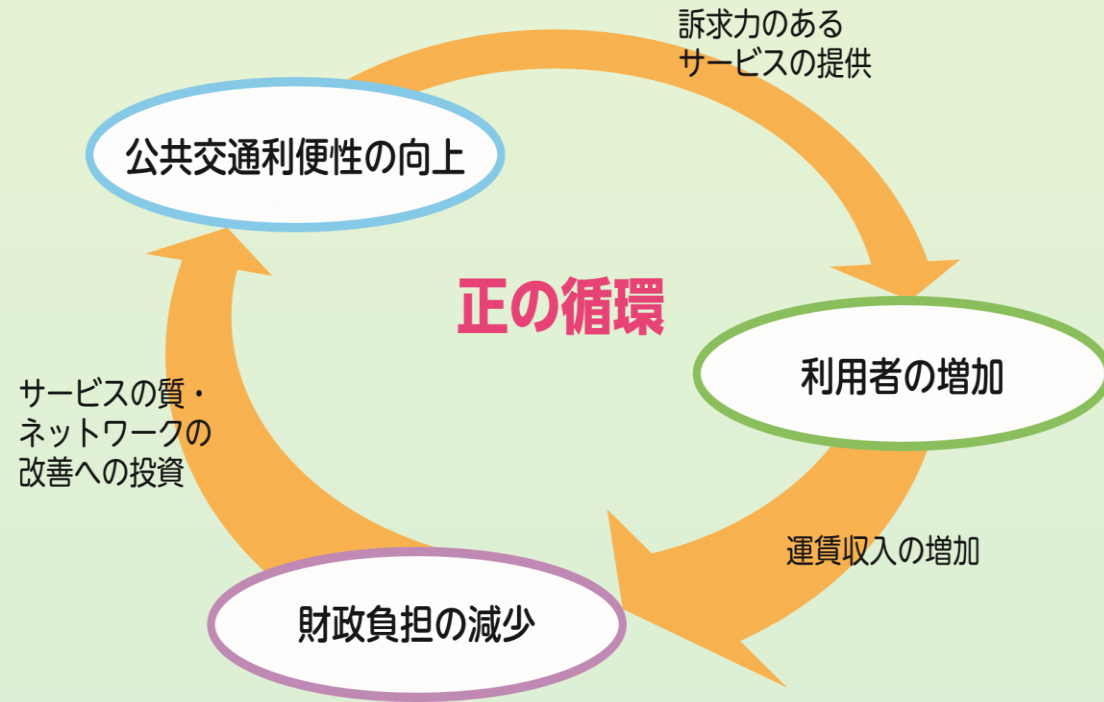
③タクシー利用の多い場所（行政区→行政区）2～9月分

曜日	時間帯	乗車場所	降車場所	件数
火	9:00	萩原	新橋	13
金	8:00	萩原	新橋	13
金	9:00	萩原	新橋	11
月	8:00	新橋	新橋	10
水	9:00	新橋	新橋	9
水	9:00	萩原	新橋	9



●地域公共交通対策について『あるべき姿』

■■ 施策展開の考え方 ■■



豊田市地域公共交通基本計画概要版より出典



御殿場市議会 総務委員会

御殿場市議会 総務委員会 議会報告会

ご静聴ありがとうございました。



御殿場市議会 総務委員会

意見交換会分担

地 区	担当委員		意見交換会会議室
御殿場地区（15区）	芹沢委員	高木委員	第1・2委員会室
富士岡地区（15区）	稲葉委員		302.303号会議室
原里地区（10区）	高橋副委員長		304号会議室
玉穂・印野地区（7+3区）	勝間田委員		305.306号会議室
高根地区（9区）	田代委員長		301号会議室

御殿場市高齢者等タクシー及びバス利用料金助成事業 事業概要

この制度は、高齢者等で日常生活の移動手段に支障がある方に対し、タクシー及びバスの利用料金の一部を助成することにより、日常生活の利便性の向上及び社会参加の促進を図ることを目的としています。

<問い合わせ>

御殿場市役所未来プロジェクト課

TEL:0550(82)4349

申請について

対象者

次の(1)～(5)のいずれにも該当する日常の移動手段に支障を来している人。

ただし、(3)(4)については、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、それ以外の者を対象にすることができます。

(1) 本市内に在宅し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている人

※施設等に入所されている方は対象外となります。

(2) 市税等の滞納がない人

(3) 助成を受けようとする年度の末日において70歳以上の人

(4) 同一世帯内に、自動車を保有し、かつ、運転免許証の交付を受けている人がいない人

※ご家族の運転や会社等の自動車により移動できる場合は対象外となります。

(5) 生活保護法の被保護世帯に属していない人

(3)(4)については、やむを得ない事情の場合、対象となる場合がありますのでご相談ください。

申請

申請書にて申請

※公的身分証明書(写し)を提出

※代理の方でも可(委任状が必要)

です)。また、直接提出できない

場合は郵送による申請もできます。

送付先: 〒412-8601御殿場市萩原483

御殿場市役所 未来プロジェクト課

市が助成券を交付

<助成券>

・100円券×100枚(10,000円)

・年度途中での申請は月割り(端数切り上げ)で交付します。

・有効期間は年度の末日まで

・1回あたりの利用限度額はありません。

・再交付はしません。

・他人に譲渡できません。

・対象非該当になると失効します。

・不正行為があった場合は相当額を返還していただきます。

助成券を受領

助成券の利用について

利用できるタクシー・バス事業者

タクシー	安全タクシー(有) 0120-090-431	ケアステーションゆめ 0550-83-5800
御殿場タクシー(株) 0550-82-1234	(株)ミツワタクシー 0120-328-365	(有)アイティ介護サービス 0550-76-3322
こだまタクシー(有) 0550-82-2740	介護タクシー	バス
光タクシー(株) 0550-82-2777	(株)スルガケアサービス 0550-84-4709	富士急行(株) 0550-82-1333
箱根登山ハイヤー(株) 0120-820-091	社会福祉法人十字の園 0550-83-1999	箱根登山バス(株) 0465-35-1271
富士急静岡タクシー(株) 0120-249-003	訪問介護・ほたる 0550-88-2707	

助成券(見本)

※用紙の色は毎年度変わります。

御殿場市高齢者等タクシー及びバス 利用料金助成券	
助成券番号	第 号
助 成 額	100円
有効期間 平成 年 月 日から 平成 年 3月 31日まで	
発行者 御殿場市長 印	

タクシー・介護タクシーの利用

※帰りにタクシーを利用する場合についても同じ利用方法です。

電話でタクシーまたは介護
タクシーを依頼

タクシー・介護
タクシー乗車

目的地へ

※通常の迎車予約と同じ方法です。

※迎えに来たタクシーに乗車
(通常のタクシー乗車と同じ
方法)

※御殿場市重度障害者タクシー利用料金助成事業、
御殿場市高齢者運転免許証自主返納支援事業
との併用ができます。

※行先の限定はありません。

※降車時に、利用したい金額分の助成
券と残りの料金を支払ってください。
※お釣りは出ません(助成券のみでの
支払いの場合)。
※助成券はICカードの購入及びチャ
ージには使用できません。

路線バスの利用



バス乗車

目的地へ

※通常のバス乗車
と同じ方法です。

※助成券は、高速バ
ス、夜行バス、イベ
ント時のバス等には
利用できません。

※降車時に、利用したい金額
分の助成券と残りの料金
を支払ってください。

※お釣りは出ません(助成券
のみでの支払いの場合)。

※助成券はICカードの購入
及びチャージには使用で
きません。

シルバー定期券の購入

シルバー定期券は、富士急グループのほとんどの路線で乗り
降り自由となり、一般定期券に比べ40～70%以上も安くなる定
期券(購入できるのは70歳以上の人)です。

「御殿場駅 富士急バス
きっぷ売り場」で購入

※他の窓口では購入できません。

※窓口にて、利用したい金額分
の助成券と残りの料金を支
払ってください。

※70歳未満は購入できません。
(免許返納者を除く)

※定期券は払い戻しできません。

<参考> 販売額

・3ヶ月 10,290円

・6ヶ月 15,430円

・1年 25,710円